

寄附の方法

下記の寄附申出書がご利用いただけます。ご記入後、切り取ってご利用ください。

【窓口にご持参いただく場合】

- ・地域コミュニティ課管理係 または お近くの特別出張所へ寄附申出書と現金をご持参ください。
- ・納付書をその場で発行し、収納します。

【郵送の場合】

- ・寄附申出書を地域コミュニティ課までお送りください。
- ・後日、納付書を送付しますので、お近くの金融機関（銀行、郵便局等）または各特別出張所でお振込ください。

納付書についている領収書は本人控えとなります。寄附金の額に制限はありません。

ご寄附のお申し込み
お問い合わせ先

新宿区地域振興部 地域コミュニティ課 管理係

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1

TEL03(5273)3872 FAX03(3209)7455

新宿区公式ホームページから寄附状況をご覧ください。



新宿区協働推進基金 で

検索

きりとり

協働推進基金寄附申出書

年 月 日

新宿区長 あて

私(当法人)は、協働推進基金の目的に賛同し、新宿区に対し下記のとおり寄附します。

記

1. 氏名(法人名・代表者氏名)

2. 住 所

連絡先 ☎

3. 寄附金額 金 円

4. 希望する活動分野(活用先を希望される場合のみご記入ください。)

活動の分野をご希望の方は、以下の活動分野に○を付けてください(複数記載可)。

保健・医療・福祉	環境	男女共同参画	経済活動
社会教育	災害救援	子どもの健全育成	職業能力開発・雇用機会拡充
まちづくり	地域安全	情報化社会	消費者の保護
観光	人権擁護・平和	科学技術	市民活動支援
文化・芸術・スポーツ	国際協力		

お預かりした寄附金は、新宿区協働支援会議の協議を経て、新宿区が助成先及び金額を決定します。ご希望いただいた活用先につきましては、最大限尊重させていただきますが、必ずしも希望先に助成できるものではありません。また、ご希望にそえなかった場合も、寄附金を返還することはできませんので、ご了承ください。

ご寄附いただいたことについて、お名前と金額を広報紙等に掲載させていただくことがあります。掲載することに同意くださる場合は、ご署名してください。

氏名(法人名・代表者氏名)

新宿区地域振興部地域コミュニティ課
〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
TEL 03-5273-3872
FAX 03-3209-7455

寄附を通じて社会貢献！

「誰かのために活動したいけど時間がない…」 「何をしたいかわからない…」
そんな方におすすめが**新宿区協働推進基金**です。皆様からのご寄附を社会貢献活動に取り組みたい団体に助成しています。

新宿区協働推進基金

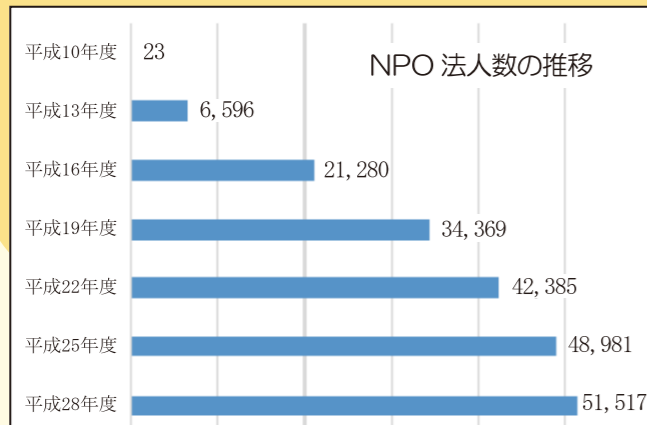
皆様からのご寄附を基金として積み立て、NPO等の非営利の団体が行う区民の福祉の向上を目的とした社会貢献活動に対して助成を行います。

Q：社会貢献活動って？

A: 営利を目的とせず、不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的として、自発的に行われる活動をいいます。

様々な社会貢献活動団体が活動しています！

NPO法人、ボランティア団体、企業のCSR部門など、社会貢献活動を行う団体は増加・多様化しています。一例としてNPO法人数の推移をご紹介します。



新宿区のNPO法人の数はなんと都内で第2位！

- 1位 港区 813団体
- 2位 新宿区 745団体
- 3位 千代田区 729団体

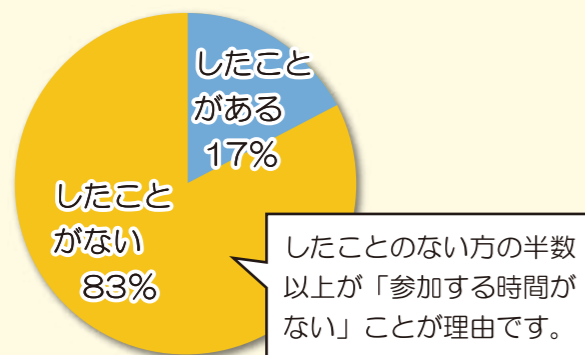
(平成30年1月現在)

全国・世界各国で活躍するNPO法人から、地域に根付いた活動をしているNPO法人まで、多様な団体が活躍していることが新宿区の特徴です。

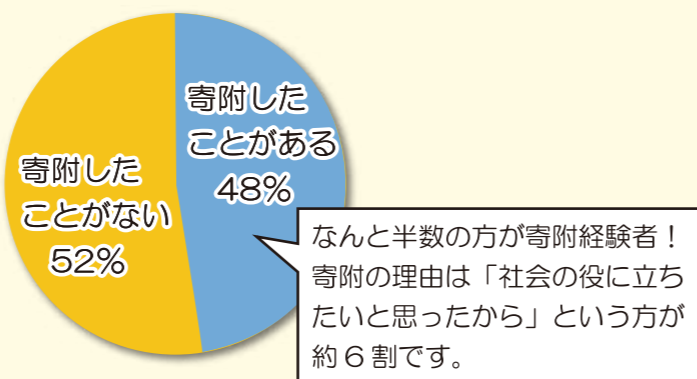
寄附文化の広がり

ボランティアとして参加することだけでなく、多くの方が寄附という形で社会貢献活動に参加しています。

ボランティア活動の経験の有無



寄附経験の有無

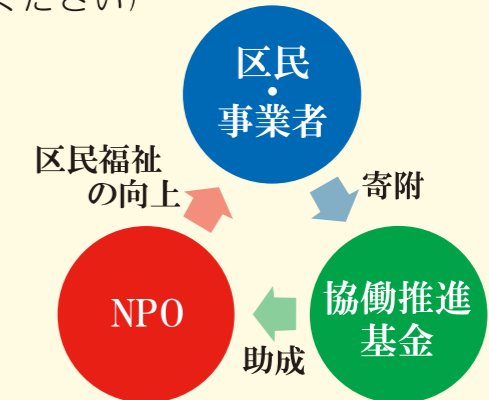


内閣府 平成28年度市民の社会貢献に関する実態調査より

こんな活動に助成しています！

協働推進基金では福祉・文化・スポーツ・子どもなど、区民の福祉の向上を目的とした様々な社会貢献活動に助成を行っています。ご寄附をいただく際に活用してほしい分野を選ぶことも可能です。(詳しくは裏面をご参照ください)

皆様からお預かりした寄附は、学識経験者や公募区民等で構成された「協働支援会議」で審査し、審査結果を受けて区が助成先を決定します。



助成事例～こんな活動に助成しています～



異文化子育て相談室

都内で最も外国人の多い新宿区。異文化環境で子育てしている、言葉の壁により育児の悩みや子どもの発達に関する疑問や不安が相談できずに困っている外国籍の方たちに、気軽に、専門的な相談ができる窓口を設置。

Art & Design Fair (アートフェア)、ACT アート大賞展



区民が気軽にアートに触れる機会や若いアーティストの発表の場が少ない状況を踏まえて、「アートフェア」・「アート大賞展」を開催。気軽に参加できるように子ども向け・高齢者向けのワークショップを開催するほか、アーティストが在廊し、直にアートに触れる機会を創出。

このほか、たくさんの事業に助成しています。助成を受けた事業は、区のホームページでもご覧いただけます。

協働推進基金にご寄附いただくと、所得税、住民税の寄附金控除の対象となります。

<例>

年収300万円が単身の方が、30,000円ご寄附された場合、28,000円が控除されます。年収500万円のご夫婦が51,000円ご寄附された場合、49,000円が控除されます。

詳細は、**管轄の税務署・お住まいの区市町村の税務担当課**にお問合わせください。